

ポリシー策定プロセスの改定

Ver.1.1

株式会社ファイバーネットワーク

山口二郎

jiro-y@f26n.jp

提案内容の概略

- * JPOPMでコンセンサスとなった提案をJPNICが責任をもってAPNICに提案、了承を得るように改定する
- * JPNICは現状どおりコンセンサスとなった提案に反対・棄却する権利を行使することができるようにする。
- * コンセンサスとなった提案を棄却する場合は棄却者が棄却提案をオープンポリシーフォーラムに行うこととする。

提案理由

- * 現状の問題点
 - * 現在はJPOPMでコンセンサスとなっても提案者が再びAPNICで提案する必要があり、JPOPMでのコンセンサスの意味が感じられない。

現状のプロセス

- * APNICのコンセンサスが必要な提案
↓ 提案者が提案
 - * JPOPMコンセンサス
↓ 提案者が提案
 - * APNICコンセンサス
↓
 - * 実装
-
- * JPOPMでコンセンサスとなっても提案者はAPNICに再提案してコンセンサスを得る必要がある。

現状のプロセス

- * JPOPMでコンセンサスとなってもならなくても、提案者はAPNICに提案する必要が有るため、JPOPMのコンセンサスの意味が無い。



- * JPOPMとJPNICの役割を現状の文書から確認してみる
 - * 「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」
 - * 文書番号: JPNIC-01109

現状のルール(5.2)

- * 5.2. オープンポリシーフォーラムでコンセンサスを得た事項のAPNICへの提案
 - * オープンポリシーフォーラムでコンセンサスを得た提案につき、JPNICだけでは決定できない事柄に関しては、**JPNIC、もしくは提案者によってAPNICへ提案**を実施します。
 - * →JPOPMでコンセンサス得られても、JPNICがAPNICへの提案に協力するかどうかはJPNICによって判断されます。

現状のルール(5.1.1)

- * 5.1.1. APNICオープンポリシーミーティング前の対応
 - * APNICに対してなされたポリシー提案 (オープンポリシーフォーラムからAPNICに対してなされた提案に限りません) については、APNICオープンポリシーミーティング開催前に、JPNICからWebもしくはオンラインフォーラム、あるいはその双方においてその提案の内容の紹介を行います。あわせて、その提案に対するコメントをオンラインフォーラム上で募集します。
 - * ただし、重要な提案とJPNICが判断した場合、臨時にオンサイトフォーラムが開催されることがあります。
 - * ここでは特にコンセンサスを取ることはしませんが、JPNICは、いただいたコメントを考慮して、当該提案に対する賛否の態度を決定します。また、APNICオープンポリシーミーティングにおいては、JPNICとしての当該提案に対する賛否の表明とは別に、いただいたコメントの内容もあわせて紹介することとします。
- * →JPOPMのコンセンサスとは無関係にJPNICは提案の賛否を決めて、APNICに表明を行います。

現状のルール(4.1.8)

- * 4.1.8. コンセンサス内容の確認と実装勧告
 - * 最終的なコンセンサスを得たポリシー提案については、ポリシーWGによってその内容の妥当性の再評価が行われ、コンセンサスの内容が整理されます。その結果をもって、ポリシーWGはJPNICに対し、当該ポリシー提案の実装勧告を行います。
 - * →APNICのコンセンサスが必要な場合のプロセスが未定義。ポリシーWGやJPNICは何もしない。

問題点1: JPNICの反対する権利、協力しない権利

- * 5.1.1の規定により、JPNICはJPOPMでコンセンサスとなった提案に対して、賛成、**反対**の立場を示すことができる。
- * 5.2の規定により、JPNICはJPOPMでコンセンサスとなった提案に対して、提案者となる、**提案者とならない**ことが選択できる。
- * JPOPMでコンセンサスとなっても、JPNICはその提案に協力どころか**反対する権利**を持っている。

問題点2: APNICへの提案プロセス

- * JPOPMコンセンサス後にAPNICのコンセンサスが必要な場合は、**提案者がAPNICに提案しなければならない。** JPNICが**賛同するかどうかはJPNICが判断する**(5.1.1, 5.2)
- * APNICコンセンサスが必要ない場合にはポリシーWGはJPNICに実装勧告するが、APNICのコンセンサスが必要な場合には、**実装勧告もせず、APNICへの提案も行うともされていない**(4.1.8に記載なし)

棄却に関するルール

- * 現状のルールではJPOPMでコンセンサスとなっても、その提案を棄却する権利を持つ組織が存在する。
- * コンセンサスとなった提案を棄却する組織や、棄却する場合の責任やプロセスについて現状のルールを見てみる。

現状のルール(4.2)

- * 4.2. ポリシー提案の棄却
 - * 3.最終的なコンセンサスが確認されたが、その内容が妥当でないと**ポリシーWGによって判断**された場合。
 - * 4.ポリシーWGからの実装勧告に対し、**JPNICが実務的な面、財務上の問題、APNICとのポリシーとの整合性等の観点から実装することができないと判断**した場合。
 - * 5.ポリシー提案の実装がJPNICだけで決定できず、APNICに提案する必要があり、その提案がAPNICオープンポリシーミーティングにおいて賛同を得られなかった場合。
- * →APNICへの提案とJPOPMのコンセンサスとの関係が不明確で、提案者がAPNICに提案することになっている。

現状のルール(4.1.9,4.1.10)

- * 4.1.9. JPNICによる実装検討
 - * JPNICでは、ポリシーWGからの実装勧告を受け、実務的な面で実装が可能か、財務上問題ないか、APNICのポリシーに反しないかなどの**確認と検討**を行います。
 - * →JPNICはポリシーWGからの実装勧告を検討し棄却できる
- * 4.1.10. JPNICによる承認プロセス
 - * 実装勧告に対するJPNICによる実装可否判断は、**JPNICの理事会の審議を経て最終的に決定**されます。
 - * →JPNIC理事会においてもポリシーWGからの実装勧告を棄却できる

現状のルール(3.1)

- * 3.1 JPNICの役割
 - * JPNICはオープンポリシーフォーラムにおいて、以下の役割を担います。IPアドレスコミュニティの一員としての、ポリシー提案の実施。IPアドレスコミュニティのコンセンサスを得たポリシーに関し、そのポリシーを**実際に施行するかについての最終検討、最終決定**。
- * →JPNICにはポリシーの実施の義務はなく、棄却する権利を有する

問題点3: 棄却権限

- * JPOPMでコンセンサスとなっても、様々な組織が提案を棄却できる構造
 - * JPOPMコンセンサス後にポリシーWGが棄却(4.2の3)
 - * ポリシーWGがOKでも、JPNICが実務的な面、財務上の問題、APNICとのポリシーとの整合性等の観点から棄却(4.1.9, 4.2の4)
 - * JPNIC理事会によって棄却(4.1.10)
 - * →これらの棄却した場合の責任の所在が不明確。説明責任も無く、抗議も認められず、一方的となっている。

改訂の方針

- * コンセンサスとなった提案を**棄却する権限は実質的にそのまま維持する。**
 - * (棄却権限者:ポリシーWG、JPNIC、JPNIC理事会)
- * 棄却するのであれば、**棄却の説明責任を果たすようにする**
- * コンセンサスとなっても、APNICのコンセンサスが必要な場合には、**ポリシーWG、JPNICが責任をもってAPNICに提案を行うプロセスを定義する。(現状はプロセス未定義)**

提案1: 棄却提案のルール化

- * コンセンサスとなった提案を棄却したい場合には、棄却権限を持った組織がオープンポリシーフォーラムに「棄却提案」を行うこととする。
- * 棄却権限を持った組織: ポリシーWG、JPNIC、JPNIC理事会
- * 棄却提案がコンセンサスとならなかった場合には、提案者と棄却提案者が協力してコンセンサスが得られるような案を作成して、再びコンセンサスを得るようにする。
- * → 一方的な棄却ではなく、棄却を提案することで、オープンポリシーフォーラムの理解を得るようにする。

提案2:コンセンサスと共同提案者

- * 提案がコンセンサスとなった場合には、ポリシーWGはJPNICが共同提案者となってAPNICに提案することを勧告する。
- * JPNICが共同提案を拒否する場合には、JPNICは棄却提案をオープンポリシーフォーラムに行うものとする。

文書改訂の詳細

- * 章立てや元の文章はできるかぎりそのまま利用し、加筆修正しています。

改定案 4.1.8

(APNIC提案プロセスの定義)

- * 4.1.8. コンセンサス内容の確認と実装勧告
- * 最終的なコンセンサスを得たポリシー提案については、ポリシーWGによってその内容の妥当性の再評価が行われ、コンセンサスの内容が整理されます。APNICに対して提案の必要がない場合は、その結果をもって、ポリシーWGはJPNICに対し、当該ポリシー提案の実装勧告を行います。APNICに対して提案の必要がある場合には、ポリシーWGはJPNICに対し、当該ポリシー提案の共同提案者となってAPNICに提案することを勧告します。

赤字は追記部分

改定案 4.2

(棄却の説明責任)

* 4.2. ポリシー提案の棄却

提出されたポリシー提案は、以下のような場合に棄却となります。

1. オンサイトフォーラムの場で、参加者のコンセンサスが得られなかった場合。
2. オンサイトフォーラムでは参加者のコンセンサスを得たが、オンラインフォーラムでの最終コメント期間中、最終的なコンセンサスの確認が取れないとオンサイトフォーラムの進行を務めたポリシーWGのチェアまたは共同チェアが判断した場合。
3. 最終的なコンセンサスが確認されたが、その内容が妥当でないとポリシーWGによって判断された場合。
4. ポリシーWGからの実装勧告に対し、JPNICが実務的な面、財務上の問題、APNICとのポリシーとの整合性等の観点から実装することができないと判断した場合。
5. ポリシー提案の実装がJPNICだけで決定できず、APNICに提案する必要がある、その提案がAPNICオープンポリシーミーティングにおいて賛同を得られなかった場合。
6. JPNIC理事会の審議で承認を得られなかった場合。

赤字は追記部分

改定案 4.2 (棄却の説明責任)

- * 提出されたポリシー提案が~~を~~棄却された~~た~~する~~る~~場合、上記(2)、(3)においてはポリシーWG、(4)、(5)においてはJPNICが、(6)においてはJPNIC理事会が、~~オンサイトフォーラムまたはオンラインフォーラム、もしくはその両方で、棄却となった理由について報告するオープンポリシーフォーラムに~~棄却提案を行い、~~コンセンサスを得るもの~~とします。

取り消し線は削除、赤字は追記部分

改定案 4.1.7 (棄却提案のコンセンサス)

- * 4.1.7. 最終的なコンセンサスの確認
- * 前項の最終コメント期間において、本質的な反対がなければ、当該ポリシー提案は最終的なコンセンサスを得たものとしします。この判断は、オンサイトフォーラムの進行を務めたポリシーWGのチェアまたは共同チェアによって行われます。棄却提案がコンセンサスとなった場合には棄却対象となった提案は即時に棄却され、ポリシーWGはオープンポリシーフォーラムにその結果を報告します。

赤字は追記部分

改定案 5.1.1 (APNICへの提案)

- * 5.1.1. APNICオープンポリシーミーティング前の対応
- * APNICに対してなされたポリシー提案 (オープンポリシーフォーラムからAPNICに対してなされた提案に限りませんを**除きます**) については、APNICオープンポリシーミーティング開催前に、JPNICからWebもしくはオンラインフォーラム、あるいはその双方においてその提案の内容の紹介を行います。あわせて、その提案に対するコメントをオンラインフォーラム上で募集します。
- * ただし、重要な提案とJPNICが判断した場合、臨時にオンラインフォーラムが開催されることがあります。

取り消し線は削除、赤字は追記部分

改定案 5.1.1 (APNICへの提案)

- * ここでは特にコンセンサスを取ることはしませんが、JPNICは、いただいたコメントを考慮して、当該提案に対する賛否の態度を決定します。また、APNICオープンポリシーミーティングにおいては、JPNICとしての当該提案に対する賛否の表明とは別に、いただいたコメントの内容もあわせて紹介することとします。
- * オープンポリシーフォーラムでコンセンサスとなり、ポリシーWGからAPNICへの共同提案者となる勧告がなされた提案に関しては、JPNICは速やかにAPNICに提案を行い、APNICもしくはAPNICオープンポリシーミーティングでコンセンサスを得られるように最大限努力するものとします。

赤字は追記部分

改定案 5.2 (APNICへの提案者)

- * 5.2. オープンポリシーフォーラムでコンセンサスを得た事項のAPNICへの提案
- * オープンポリシーフォーラムでコンセンサスを得た提案につき、JPNICだけでは決定できない事柄に関しては、JPNIC、~~もしくは提案者~~によってAPNICへ提案を実施します。
- * ※補足:提案者からAPNICへの提案はJPOPMでのコンセンサスは不要のためここでプロセス定義する必要はない。

取り消し線は削除、赤字は追記部分

改定案 3.1 (JPNICの役割)

* 3.1. JPNICの役割

- * JPNICは、日本においてIPアドレス・AS番号の割り振り、割り当て、管理を行う団体であり、それに際し、実行可能なポリシーを作成し、施行するとともに、そのポリシーに関して責任を負います。
- * JPNICはオープンポリシーフォーラムにおいて、以下の役割を担います。IPアドレスコミュニティの一員としての、ポリシー提案の実施。IPアドレスコミュニティのコンセンサスを得たポリシーに関し、必要に応じてAPNICもしくはAPNICオープンポリシーミーティングに提案しコンセンサスを得るように最大限の努力を行い、そのポリシーを実際に施行するかについての最終検討、最終決定。

赤字は追記部分

改定案 3.2 (ポリシーWGの役割)

* 3.2. ポリシーWGの役割

- * ポリシーWGは、以下の役割を担います。
 - * 1. コンセンサス内容の整理と、コンセンサス内容の妥当性の再評価。
 - * 2. JPNICに対する、ポリシー提案の実装勧告。
 - * 3. コンセンサスとなった提案に対してJPNICに共同提案者となってAPNICもしくはAPNICオープンポリシーミーティングに提案を実施するよう勧告すること。

赤字は追記部分

コンセンサスのポイント

- * オープンポリシーフォーラムでコンセンサスとなった提案を JPNICは共同提案者となってAPNICもしくはAPNICオープンポリシーミーティングに提案しなければならない。
- * JPNICは共同提案を拒否するために棄却提案を行う事ができる。(現状ではJPNICの判断でコンセンサス提案なしに反対や棄却が可能。JPNICが棄却提案できる権利は保持)
- * 棄却権限を持った、ポリシーWG、JPNIC、JPNIC理事会も棄却する場合は同様に棄却提案を行い、コンセンサスを得るものとする。

副産物：塩漬け提案の処理

- * 棄却提案を活用するとコンセンサスとなっていて、実装できていない塩漬けの提案を処理できるようになります。
- * 現状では棄却(一部を含む)しても報告するだけで、棄却のプロセスが定義されていないため、塩漬けとなってしまっています。(コンセンサスだが未実装)
- * 様々な事情で実装が困難であったり、既に意味を失っている提案は棄却提案することで実装予定リストから削除することができます。